「重要事項説明書」

社会福祉法人　　盡　誠　会
特別養護老人ホーム　水郷荘

特別養護老人ホーム水郷荘は介護保険の指定を受けています。
（茨城県指定　第０８７３８００２３９号）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設の入所者は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

〔目　次〕

１．　施設経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．　ご利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３．　居室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
４．　職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
５．　当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・4
６．　施設を退所していただく場合（契約の終了について）・・・・ 7
７．　身元引受人等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
８．　苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
９．　事故の発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
１０．第三者評価の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
１１．重要事項説明書付属文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

１．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　盡誠会
（２）法人所在地　　茨城県稲敷市幸田１２５２
（３）電話番号　　０２９９－７９－２３１９
（４）代表者氏名　　理事長　宮本　二郎
（５）設立年月　　昭和４４年　３月１３日

２．ご利用施設

（１）施設の種類　　指定介護老人福祉施設・平成１２年４月１日指定
茨城県０８７３８００２３９号
（２）施設の目的　　多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供さ

れるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又その有する能力に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

（３）施設の名称　　特別養護老人ホーム　水郷荘

（４）施設の所在地　　茨城県稲敷市幸田１２５２

（５）電話番号　　０２９９－７９－２３１９

（６）施設長氏名　　丹波　雅博

（７）当施設の運営方針　　本事業所において提供する指定介護老人福祉施設は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に施設サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明をする。

適切な介護技術をもってサービスを提供する。

常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

施設サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護老人福祉施設の生活介護を提供する。

（８）開設年月　　昭和４４年　４月１４日

（９）入所定員　　８０名

３．居室の概要

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。

居室設備の種類	室　数	備　考
個室（１人部屋)	１８室	従来型個室
２人部屋	１１室	多床室
４人部屋	１０室	多床室
合　　計	３９室	
食　　堂	１室	
機能訓練室	１室	
浴　　室	４室	機械浴・特殊浴槽・一人用浴槽
医務室	１室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

《居室の変更》

（1）ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

（2）感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者

（3）著しい精神状態等により、他の同居者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

※上記に該当する場合は、ご家族との協議の上実施するものといたします。

4．職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	常勤	非常勤	主な資格	有資格者
1．施設長	1名			
2．介護職員	24名以上	10名以上	介護福祉士	27名
3．生活相談員（兼務）	1名以上		社会福祉士	1名
4．看護職員	3名以上		看護師	1名
5．機能訓練指導員（専従）	1名以上			
6．介護支援専門員（兼務）	1名以上			
7．医師		1名		
8．管理栄養士・栄養士	1名以上			
9．調理員	4名以上			

＜主な職種の勤務体制＞

職　種	勤　務　体　制
1．医師	毎週水・木　13：30～15：30
2．介護職員	標準的な時間帯 早番　：　7：00～16：00 中番　：　7：15～16：15 ①番　：10：30～19：30 遅番　：13：00～22：00 夜勤　：22：00～　7：00
3．看護師・准看護師	標準的な時間帯 早番：　7：00～16：00 中番：　8：00～17：00 遅番：　9：30～18：30
4．機能訓練指導員	標準的な時間帯 8：00～17：00

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

（１） 利用料金が介護保険から給付される場合
（２） 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

（１） 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第３条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常９割(～７割）介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事

・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ ご利用者の自立支援のため離床して、グループ毎にそれぞれの場所で食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食　　８：００～　８：４５

昼食　１２：００～１３：００

夕食　１８：００～１９：００

② 入浴

・ 入浴又は清拭を週に最低２回行います。

・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞（契約書第７条参照）

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事・居住費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻さ

れます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用の負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご利用者が、短期入院又は外泊をされた場合の１日あたりの利用料金は、下記の通りです。

１．サービスの利用料金	２，４６０単位
２．うち、介護保険から給付される金額	２，２１４単位
３．自己負担額（１－２）	２４６単位

◇当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課者）や生活保護を受けている場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分	居住費（居住の種類により異なります）		食費
			多床室（相部屋）	従来型個室	
生活保護受給者		利用者負担１段階	０円	３８０円	３００円
①市町村民税非課税世帯全員	老齢福祉年金受給者				
	年金収入等が82.65万円以下の方	利用者負担２段階	４３０円	４８０円	３９０円
	年金収入等が82.65万円以上120万円以下の方	利用者負担３段階①	４３０円	８８０円	６８０円
	年金収入等が 120 万円以上の方	利用者負担３段階②	５３０円	９８０円	１４２０円
②上記以外の方		利用者負担４段階	９１５円	１２３１円	１５５０円

①対象者　配偶者も市町村民税非課税及び１～3段階別に設定されている預金額以下

②対象者　施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額になります。

（２）（１）以下のサービス（契約書第4条、5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

［理髪サービス］

月に１回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：１回あたり１，２００円

［美容サービス］

月に１回、美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：１回あたり１，２００円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代や入園料等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状態の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容及び事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

前記（１）、（２）の料金の費用は、１ヶ月ごとに計算し、翌月１５日までにご請求しますので、２５日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．　指定口座への振り込み　　請求書に記載
イ．　金融機関口座からの自動引き落とし（銀行・郵便局・農協など）
ウ．　施設窓口でのお支払い

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）協力医療機関以外をご希望の場合は、ご家族の付き添いをお願いします。

① 協力医療機関

医療機関の名称	宮本病院
所在地	茨城県稲敷市幸田１２４７
診療科	内科、消化器科、小児科、眼科、泌尿器科、皮膚科、整形外科、精神科、リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人　山田歯科医院
所在地	茨城県稲敷市古渡１９５

（5）急変時の対応について

・平日（９時～１６時）の間は主治医の指示に従い、協力病院へ搬送します。
・日曜日、祝祭日、夜間帯（午後５時～午前８時３０分)、ご本人・契約者様の意思を確認し同意を得た上で、救急車を要請させて頂きます。
・急変時はご家族の付き添いのもと、受診となります。

※ただし、契約者に連絡が繋がらない場合は、『急変時及び延命等に関する同意書』のとおり対応させて頂きます。

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

6．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第 16 条参照）

① 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
② 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
④ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1） ご利用者から退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに通知してください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご利用者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 19 条参照）
以下の事項の該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ ご利用者が連続して３ヶ月を超えて病院又は診療所に入院するとも見込まれる場合もしくは入院した場合
⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

（3）円滑な退所のための援助（契約書第 20 条参照）
ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○ 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○ 居宅介護支援事業者の紹介
○ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※利用者が病院等に入院された場合の対応について※（契約書第 21 条参照）
当施設に入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院等の場合

１ヶ月につき６日以内（連続して７泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をいただきます。
１日・・・２４６単位+居室代

②上記期間を越える入院の場合

上記短期入院の期間を越える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、入院中に居室を確保した場合には、居室代をご負担していただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合は、当施設に再び優先的に入所することができます。

＜入院期間の利用料金＞

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険からの給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

7．身元引受人等について（契約書第23条参照）

（1）当施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。

（2）身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「契約者」とし、「契約者」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

（3）身元引受人の職務は、次の通りとします。

イ）利用契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担

ロ）民法458条の2に定める連帯保証人

（4）前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ）連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

ロ）前項の連帯保証人の負担は、極度額※※円を限度とします。

ハ）連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

ニ）連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連滞保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8．苦情の受付について（契約書第25条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○ 苦情解決担当者　　生活相談員

○ 受付時間　　毎日　８：００～１７：００
○ 電話番号　　０２９９－７９－２３１９
○ ＦＡＸ　　０２９９－７９－３２１８
また、苦情受付ボックスを事務所受付カウンターに設置しています。

（２） 行政機関その他苦情受付機関

稲敷市介護保険担当課	所在地　茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1 電話番号　０２９－８９２－２０００ ＦＡＸ　０２９－８９３－１５４３ 受付時間　８：３０～１７：００
国民健康保険団体連合会	所在地　茨城県水戸市笠原町 978-26 電話番号　０２９－３０１－１５６７ ＦＡＸ　０２９－３０１－１５８０ 受付時間　８：３０～１７：００
稲敷市社会福祉協議会	所在地　茨城県稲敷市江戸崎甲 1992 電話番号　０２９－８９２－５７１１ ＦＡＸ　０２９－８９２－５９２２ 受付時間　８：３０～１７：００

１０．事故発生時の対応等

事故発生時の対応	施設は、介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者のご家族・ご利用者の後見人又は身元引受人等関係者に連絡・報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。
損　害　賠　償	施設は、サービス提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、ご利用者に重過失ある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
施設賠償責任保険	施設は、万一の事故の発生に備えて、「施設賠償責任保険」に加入しています。

１１．第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	１　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	１　あり　２　なし
	②　なし		

《重要事項説明書付属文書》

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨造陸屋根三階建

（２）建物の延べ床面積　　3509，91 ㎡

（３）定款の目的に定めた事業

１．特別養護老人ホームの経営

２．老人短期入所事業の経営

３．老人デイサービス事業の経営

４．老人居宅介護等事業の経営

５．障害福祉サービス事業の経営

６．移動支援事業の経営

７．保育所の経営

８．地域子育て支援拠点事業の経営

（４）施設の周辺環境

緑に囲まれた閑静な地にあり、当施設周辺には高層な建物もなく、各居室は日当たりの良い環境にあります。

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

〇介護職員

ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3 名のご利用者に対して 1 名の看護・介護職員を配置しています。

〇生活相談員

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。1 名の生活相談員を配置しています。

〇看護職員

主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3 名以上の看護職員を配置しています。

〇機能訓練指導員

ご利用者の機能訓練を担当します。1 名の機能訓練指導員を配置しています。

〇介護支援専門員

ご利用者に係る施設サービス計画書（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。1 名の介護支援専門員を配置しています。

〇医師

ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1 名の嘱託医を配置しています。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご利用後作成する「施設サービス計画（ケアプラン)」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン)」の作成及

びその変更は次の通り行います。

（契約書第 2 条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。
②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
③施設サービス計画は、6 カ月に 1 回、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認して、変更の必要のある場合には、ご利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
④施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、内容を確認していただいています。

４．サービス提供における事業者の義務　（契約書第 9 条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。

③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者またご利用者の求めに応じて閲覧できるようにします。

⑥ご利用に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑦事業者及びサービス従事者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上又はサービス担当者会議等において必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供することがあります。またご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供することがあります。

５．当施設のご利用にあたって、施設をご利用されているご利用者の共同生活の場として快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（１）持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下の物は原則として持ち込むことができません。

刃物など危険と思われる物

（２）面会

面会時間　　８：００～１７：００

※時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。
※なお、来訪される場合は、飲食物の持ち込みは必ずその都度職員に届け出てください。
※感染症等の理由により、面会についてはテレビ電話システムを用いることにより代える場合や、実施を制限する場合があります。

（３）外出・外泊（契約書第 24 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。
但し、外泊については、最長月７日間とさせていただきます。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、５．（１）に定める「食事に係る自己負担額」は免除されます。

（５）施設・整備の使用上の注意（契約書第１１条、第１２条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。
○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
○当施設の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫煙

施設敷地内は全面禁煙となっております。

令和　　年　　月　　日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地　茨城県稲敷市幸田１２５２

名称　社会福祉法人　盡　誠　会

理事長　　宮　本　二　郎　　印

説明者　所属　特別養護老人ホーム水郷荘

職名

氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者　住所

氏名　　印

契約者　住所

氏名　　印